

和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」という。）は、山梨県（以下「当県」という。）が売り払い等で譲り渡す和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」という。）の利用条件を定めるものである。本和牛遺伝資源を当県から譲り受ける者（以下「譲受者」という。）は、本約款に従って本和牛遺伝資源を利用するものとする。

譲受者は、当県と譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、第一号様式により、この約款に合意した旨の書面を県に提出しなければならない。

第1条（適用）

本約款は、譲受者と当県との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用させるものとする。

第2条（禁止事項）

譲受者は、本和牛遺伝資源を利用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはならない。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（利用制限）

本和牛遺伝資源の利用又は譲渡先は山梨県内に限るものとし、また、本和牛遺伝資源を移植した牛及び本和牛遺伝資源から生産された牛の出荷又は譲渡先は、山梨県内に限るものとする。ただし、当該牛が死亡した場合はこの限りではない。

第4条（第三者への譲渡）

譲受者は、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

第5条（規約の変更）

当県は、必要と判断した場合には、譲受者に通知することなく本約款を変更することができるものとする。

以上

第一号様式

和牛受精卵の譲渡契約約款への合意宣言書

年 月 日

山梨県から譲渡された和牛受精卵の利用又は譲渡並びに本和牛受精卵を移植した牛及び本和牛受精卵から生産された牛の出荷又は譲渡については、和牛受精卵の譲渡契約約款の各規定を遵守することに合意する。

住 所

氏 名

⑩